

## 第1 消防用設備等の設置単位

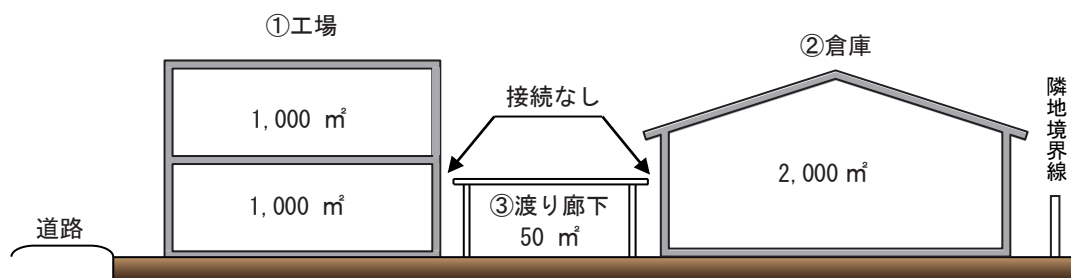
1 消防用設備等の設置単位

消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。（第1-1図参照）

なお、ここでいう「棟」とは、原則として、独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となるものをいうものであること（建築物と建築物が、構造上独立している直接外気に開放された渡り廊下等で、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているもの（一の建築物から発生した火災が、渡り廊下を介して延焼するおそれがないもの及び建基令第5章の避難施設等の規定について、各々の建築物内で適合しているものに限る。）を除く。第1-2図参照）。

ただし、第4 渡り廊下で接続されている場合の取扱い、第5 地下連絡路で接続されている場合の取扱い及び第6 洞道で接続されている場合の取扱いに定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

- (1) 建築物相互が固定的な構造でない雨どいを共有する場合又は屋根が交差している場合
  - (2) 建築物相互が地下コンコース、公共用地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので、次のアからウまでに適合する場合
    - ア 接続する部分の一の開口部の面積は、おおむね20㎡以下であること。  
ただし、当該開口部の直近が、外気に有効に開放されている場合はこの限りでない。
    - イ 前アの開口部には、特定防火設備で、常時閉鎖式のもの又は随時閉鎖式のものが設けられていること。
    - ウ 前イの防火設備が防火シャッターである場合は、直近に防火戸が設けられていること。  
ただし、当該シャッターが2段降下方式である場合等避難上支障がない場合を除く。
- また、独立した一の建築物が相互に接続されて一体となっているものを判断するにあたっては、第1-3図を参考とすること。



建築物	用途	令別表第1	階数	延べ面積
①	工場	(12)項イ	2 / 0	2,000 m <sup>2</sup>
②	倉庫	(14)項	1 / 0	2,000 m <sup>2</sup>
③	渡り廊下	(15)項	1 / 0	50 m <sup>2</sup>

3棟の防火対象物として、消防用設備等を設置する。

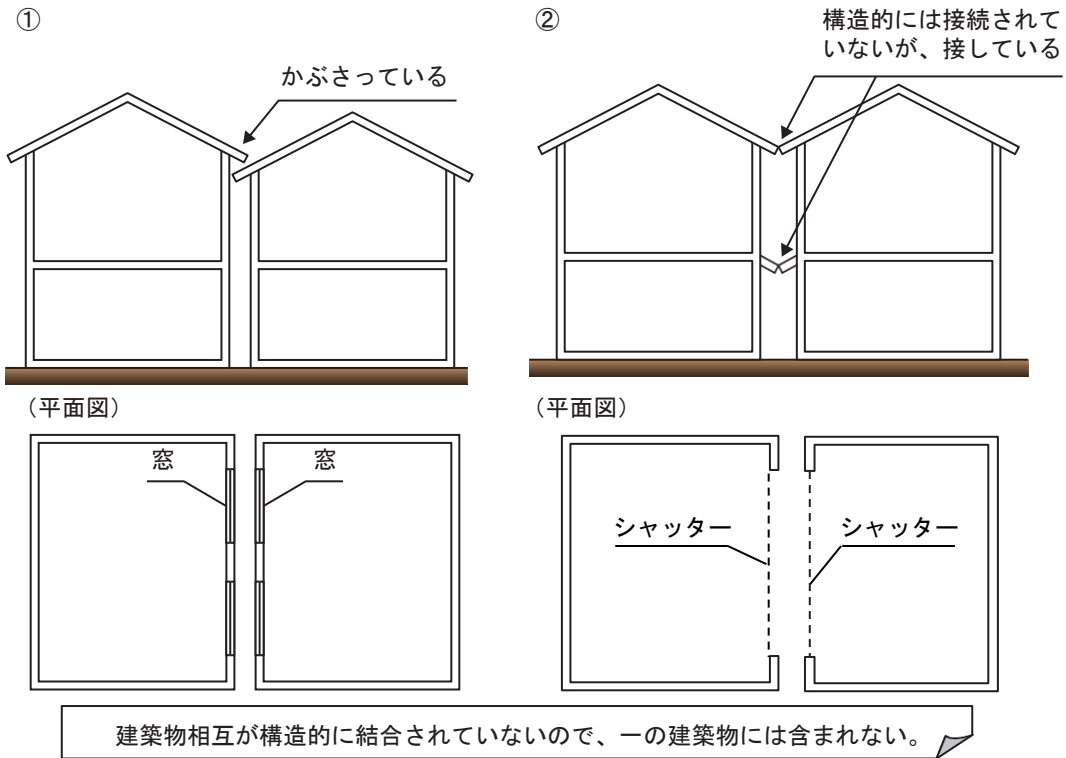
第1-1図



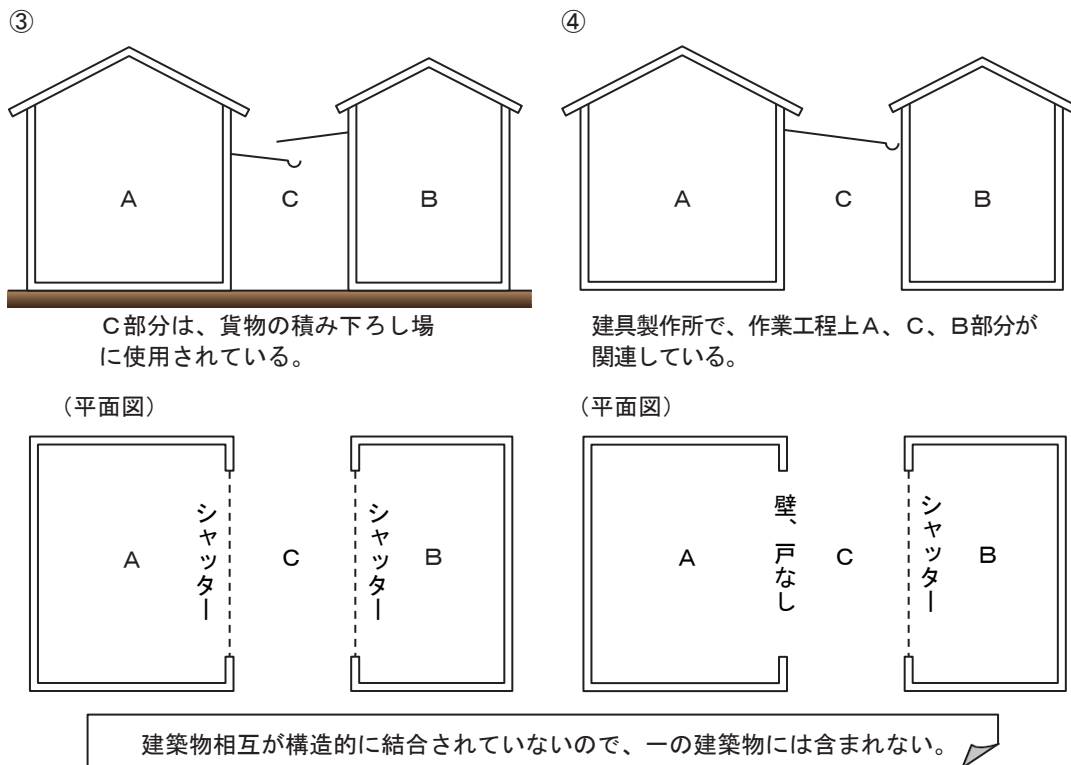
3棟の防火対象物として、消防用設備等を設置する。

第1-2図

(その1) 相互の建築物のひさし又は屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合



(その2) 相互の建築物の面するそれぞれの外壁に窓又は出入口が対面してある場合



第1-3図

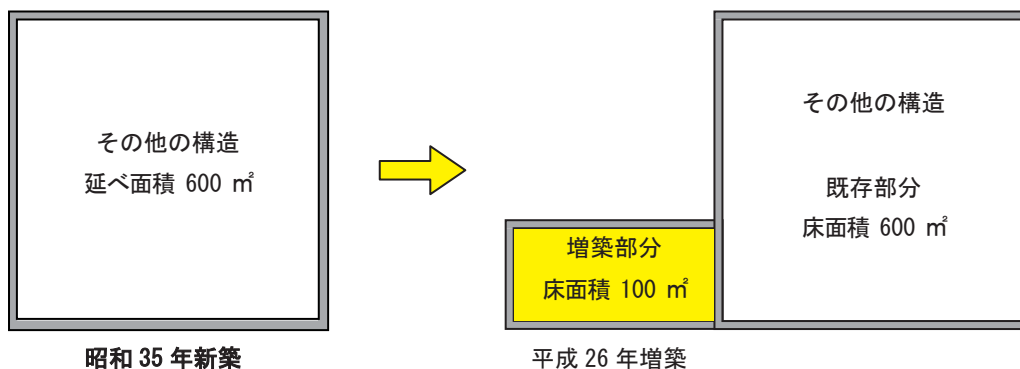
2 消防用設備等の遡及適用

法第17条の2の5及び第17条の3の規定の取扱いは、次によること。

- (1) 令の施行の際、現に存する防火対象物で、その延べ面積が小さいため、そもそも消防用設備等の設置を要しなかったものの増築については、当該増築が法第17条の2の5第2項第2号に定める増築に該当しないときは、同条第1項の規定により、消防用設備等の設置は要しないものであること。（第1-4図参照）

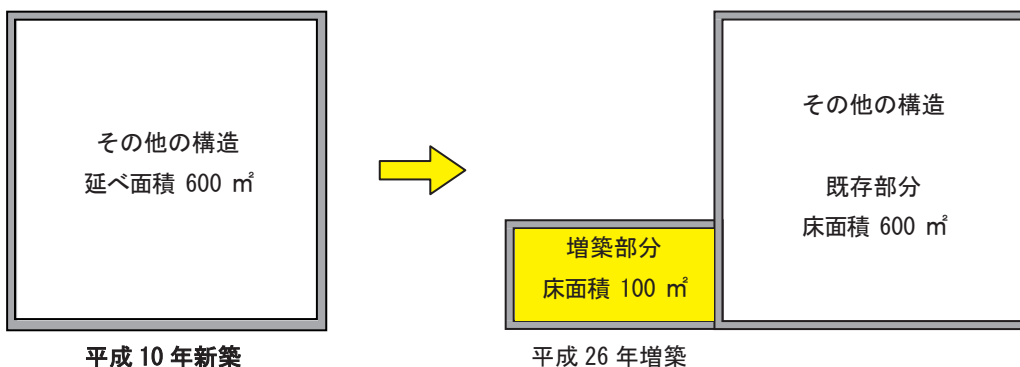
（令別表第1(12)項イに掲げる防火対象物）

○例1



屋内消火栓設備の設置基準面積に関する現行の令の規定の施行（基準時：昭和36年4月1日）の際、現に存する防火対象物で、法第17条の2の5第2項第2号の増築（基準時以後における床面積1,000㎡以上又は基準時の延べ面積の2分の1以上）に該当しない場合は、屋内消火栓設備の設置は要しない。

○例2

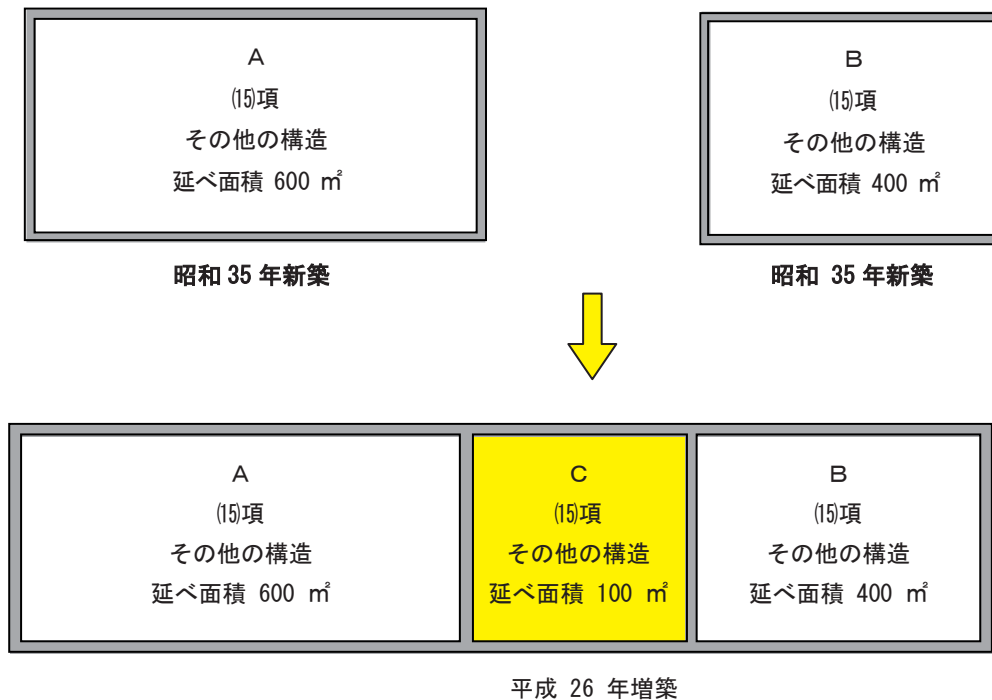


屋内消火栓設備の設置基準面積に関する現行の令の規定の施行（基準時：昭和36年4月1日）後に新築されたものであり、増築によって当該規定に適合しなくなるものであるから、法第17条第1項の規定により設置義務が生じる。

第1-4図

(2) 第1－5図の例で示すとおり、令の施行の際、既存であったA（延べ面積600㎡）及びB（延べ面積400㎡）の令別表第1(15)項に掲げる防火対象物が、当該令の施行の後、C（床面積100㎡）を増築したことにより、A、B及びCが同一棟となった場合の消防用設備等（屋内消火栓設備）については、Aにとっての増築はB＋C（床面積の合計が500㎡）であり、法第17条の2の5第2項第2号の増築に該当するので、屋内消火栓設備の設置を要するものであること。

この場合において、既存のA又はBの防火対象物のうち、いずれか延べ面積の大きいものを主体にして、法第17条の2の5第2項第2号に該当するか否かを考えること。



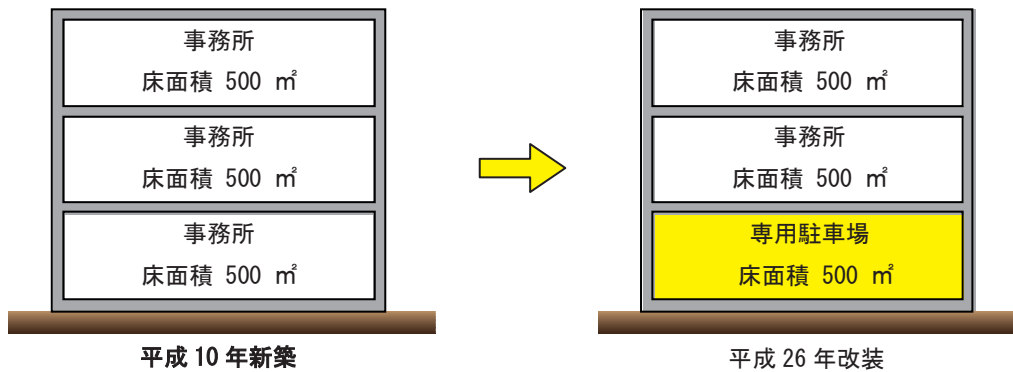
$$A \text{ の基準時の延べ面積の } 1/2 \text{ (} 300 \text{ ㎡) } \leq 500 \text{ ㎡}$$

屋内消火栓設備の設置基準面積に関する現行の令の規定の施行（基準時：昭和36年4月1日）の際、現に存する防火対象物はA及びBであるが、Aにとっての増築はB＋C（500㎡）であり、法第17条の2の5第2項第2号の増築（基準時の延べ面積の2分の1以上）に該当するため、屋内消火栓設備の設置を要する。

第1－5図

(3) 第1－6図の例で示すとおり、事務所ビル（令別表第1(15)項に掲げる防火対象物）の1階部分を改装して、専用駐車場（床面積500㎡）を設けた場合、令第13条の規定による水噴霧消火設備等の設置については、主たる用途（事務所）に機能的に従属するものであり、当該防火対象物の用途自体は変更していないことから、法第17条の3第1項に規定する用途が変更されたものに含まれない。したがって、同条の規定は適用されずに、法第17条第1項の規定により水噴霧消火設備等の設置を要するものであること。

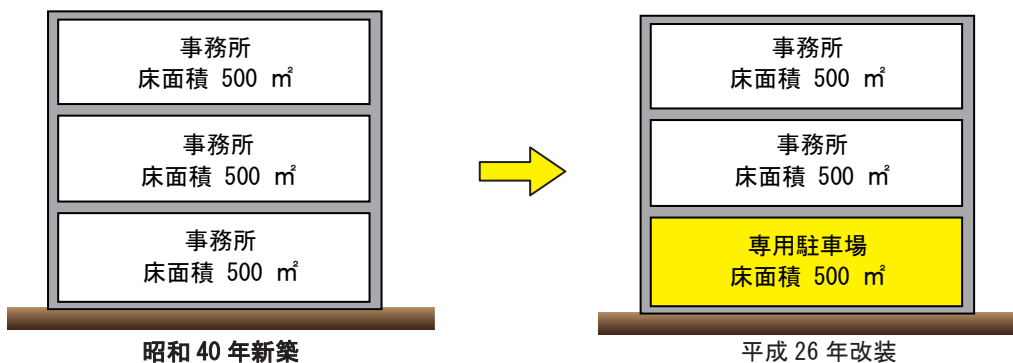
ただし、水噴霧消火設備の設置基準面積に関する現行の令の規定の施行（昭和50年1月1日）の際、現に存する防火対象物である場合は、法第17条の2の5第1項の適用を受けることになり、従前の規定が適用されること。（第1－7図参照）



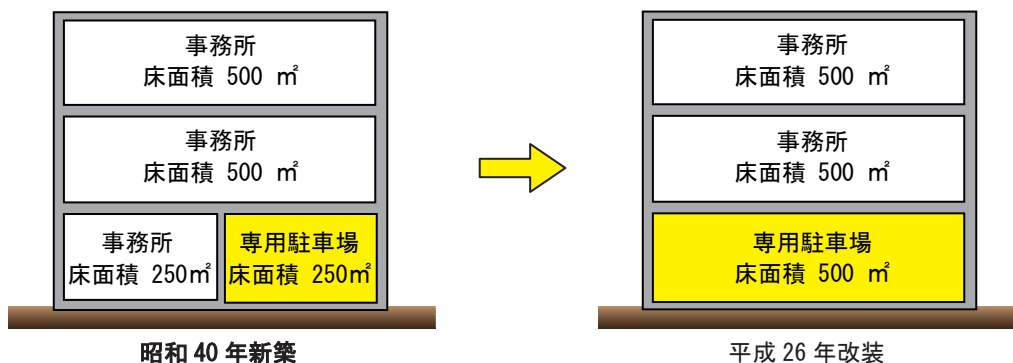
主たる用途（事務所）に機能的に従属するものであり、当該防火対象物の用途自体は変更しないことから、法第17条の3第1項に規定する用途が変更されたものに含まれず、同条の規定は適用されず、法第17条第1項の規定により水噴霧消火設備等の設置義務が生じる。

第1-6図

（その1）非特定防火対象物において令第13条第1項に該当する部分が、新たに出現することとなった場合



（その2）非特定防火対象物において令第13条第1項の基準数値に達していなかった部分が、同基準数値に達することとなった場合

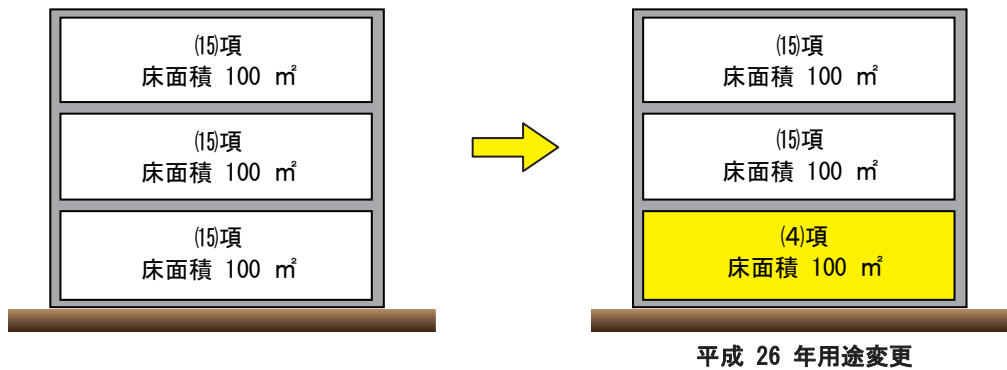


水噴霧消火設備の設置基準面積に関する現行の令の規定の施行（基準時：昭和50年1月1日）の際、現に存する防火対象物で、法第17条の2の5第2項各号の規定に該当しないため、水噴霧消火設備等の設置を要しない。

第1-7図

(4) 法第17条の3第2項第4号の規定により、非特定防火対象物が特定防火対象物に用途変更された場合は、当該防火対象物は、遡及適用されることとなるが、この場合は、第1－8図の例で示すとおり、防火対象物の一部（例えば3階建のうち1階のみ）が特定用途に変更されたようなときであっても、全体として消防用設備等に関する基準が遡及して適用されることとなること。

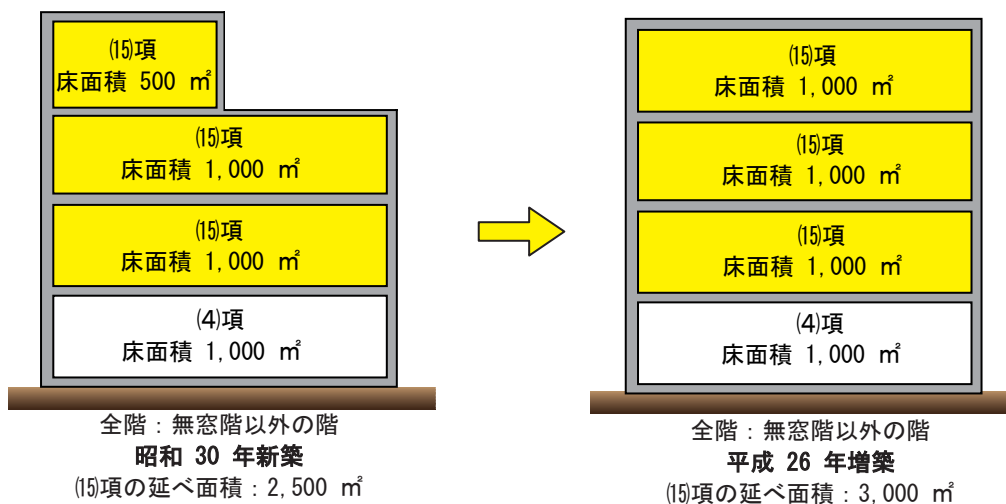
ただし、用途変更に係る部分が令第1条第2項後段に規定する「従属的な部分」と認められる場合は、当該防火対象物は全体として用途変更がないこととなること。



令第21条第1項第3号に該当し、同項の規定により、防火対象物全体に自動火災報知設備の設置を要する。

第1－8図

(5) 法第17条の2の5第2項第4号の規定により、特定防火対象物には遡及して消防用設備等を設置することとなるが、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で、令第9条の規定によりそれぞれ別の防火対象物として設置を必要とする消防用設備等（例 屋内消火栓設備）を特定防火対象物以外の部分（例 (15)項 事務所）のみに設置しなければならない場合にも遡及して設置する必要があること。（第1－9図参照）



令第11条第1項第3号の規定の施行（基準時：昭和36年4月1日）の際、現に存する防火対象物で、法第17条の2の5第2項第2号の増築（床面積1,000m<sup>2</sup>以上又は延べ面積の2分の1以上）に該当しないが、当該防火対象物が特定防火対象物で、法第17条の2の5第2項第4号に該当するため、(15)項に掲げる部分に屋内消火栓設備の設置を要する。

第1－9図

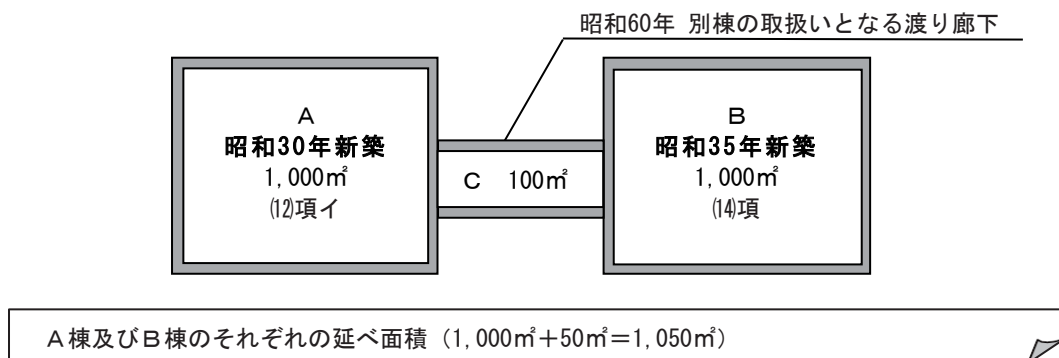
(6) 第1～10図の例で示すとおり、別棟の取扱いとなる渡り廊下等により接続された防火対象物に対する法第17条の2の5第2項の適用にあつては、次によること。

ア 別棟の取扱いとなる渡り廊下で接続した場合、A及びBに対する増築は、A及びBの面積に応じて按分した渡り廊下部分の床面積となり、第1～10図の例においては、Aに対する増築は50㎡、Bに対する増築は50㎡となる。

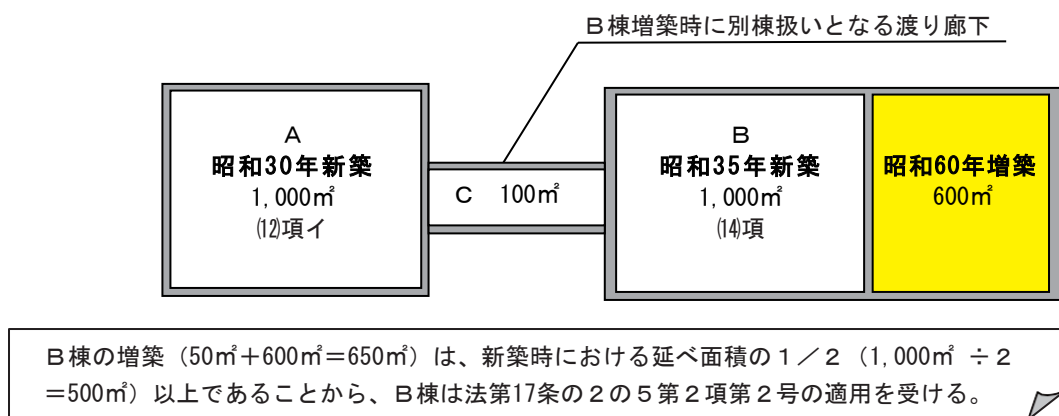
イ B部分を600㎡増築した場合、Bが法第17条の2の5第2項第2号の適用を受け過ぎず。

ウ A及びBをそれぞれ300㎡増築した場合は、新築時における床面積の2分の1未満であり、A及びBは、法第17条の2の5第2項第2号の適用を受けない。

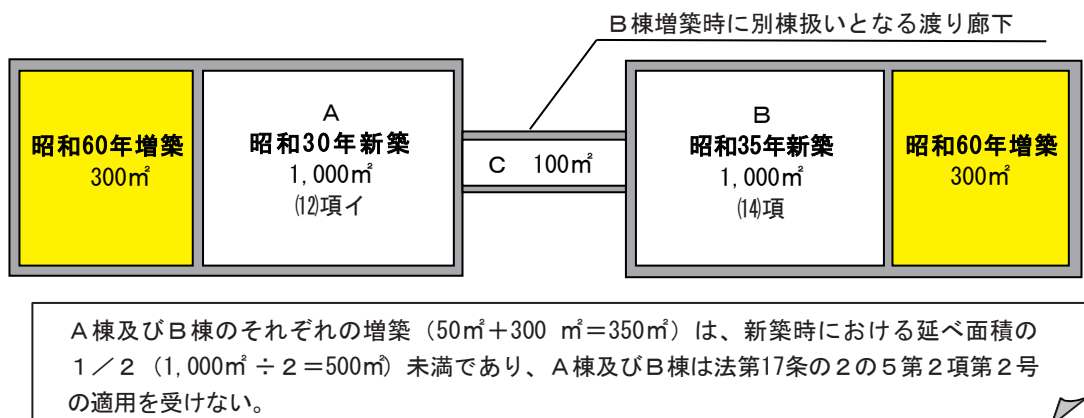
(渡り廊下で接続した場合)



(B棟部分を600㎡増築した場合)



(A棟及びB棟をそれぞれ300㎡の増築した場合)



第1～10図